

# 「わがまち再発見！」

シリーズ文化財の紹介

対馬市教育委員会 文化財課  
0920(54)2341

## 市指定文化財「曠古遺愛の碑」(上県町佐護)



ない快挙もはつきりと正しい評価はされなかったのです。

享保17年(1732)、この年は西日本一帯がひどい飢饉におそわれました。幸いにして対馬では死んだ人はいなかったのですが、図らずもこのことよって、対馬の農業政策の強化を推進してきた訥庵先生の業績に正しい評価がされることになり、上県町佐護恵古の金倉壇に「曠古遺愛の碑」が建てられることになりました。

曠古とは空前、古今に希なこと。遺愛は古人の面影の意味で、全体の意味は、古今に希な聖人の面影を後世に伝えていつまでもその徳を仰ぐ、ということなのです。

碑文は雨森芳洲先生の撰で、尊敬する先輩・訥庵先生のために自らその役目を買って出たという話が残っています。これにより、今まで賛否両論であった先生の業績に、藩として一定の評価を与えること

で、その後異議を唱える人はなくなつたということです。

天保3年(1832)4月には、全島の農民が収穫したものを供えて、先生の百年忌を藩も一緒になつて営み、遺徳を偲びました。また文久3年(1863)には、藩が「成功神」という神号を贈り、みんなで顕彰していくことが決議されました。

没後100年にして、先生は対馬の農聖として永く後世に仰がれることとなり、その後何か対馬に重大な事件が起こるたびに、先生の名が呼び起こされ、対馬の人々にとつて忘れてはならない偉人の一人になりました。

イノシシ被害が再び多くなつている対馬の昨今、改めて先生の業績を偲びながら「曠古遺愛の碑」をはじめ関連遺跡を訪ねることで、対馬の歴史に触れる楽しさを味わってみてはいかがでしょうか。

「陶山訥庵先生小伝」より

今年「亥」の年。イノシシといえば対馬の人は、陶山訥庵先生を思い浮かべる人が多いと思います。くしくも今年には訥庵先生誕生350年を迎えます。いまでこそ猪追い詰めの大仕事をやってのけた訥庵先生を、対馬聖人として尊敬しその業績を疑う人はありませんが、在世当時はそうではなかったようです。ほめる人あれば非難する人ありで、対馬の歴史上かつて

## 対馬市職員 変更勤務時間のお知らせ

対馬市では、職員が過重労働により健康を損なわない環境づくりと時間外勤務手当を減らす努力をするため、現行の8時45分から17時30分までの勤務時間以外で、変更して勤務する勤務時間を下表のとおり定め、平成18年12月1日から実施しています。

下記の区分において職員が従事する業務は、市税、保育所入所負担金、公営住宅使用料及び介護保険料等の市が賦課するものの徴収業務、並びに事業に関連する用地交渉、介護認定審査会、業務に関連する訪問調査、公民館貸館業務、社会教育業務等です。

市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

区分	勤務時間	休憩時間	休息時間
A勤務	7:45分～16:30分まで	11:15分から45分間	9時及び14時からそれぞれ15分間
B勤務	10:45分～19:30分まで	13:15分 "	12時及び14時から "
C勤務	11:45分～20:30分まで	14:15分 "	13時及び17時から "
D勤務	12:45分～21:30分まで	16:15分 "	14時及び18時から "
E勤務	13:15分～22:00分まで	17:15分 "	15時及び19時から "